

令和4年4月1日

保有個人データの開示等のご請求方法等について

メッツラー・アセット・マネジメント株式会社

1. 保有個人データに関する開示等に関する請求手続き

「開示等に関する請求」とは、個人情報の保護に関する法律に基づく、保有個人データに関する本人からの利用目的の通知、開示、内容訂正・追加・削除（以下「訂正等」）、利用停止・消去（以下「停止等」）、第三者提供の停止、第三者提供記録の開示に関する請求のことをいいます。

請求をご希望される場合には、当社の「個人情報保護に関する基本方針 5. 個人情報の取り扱いに関する相談窓口」の「当社相談窓口」に対し、電話にてご請求下さい。

受付後、「保有個人データ開示等請求書」をお送りいたしますので、ご記入のうえご提出下さい。また、ご請求者の本人確認およびご本人の情報を特定するため、次の書類も併せてご提出下さい。

①本人によるご請求の場合

- ・印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの）の正本
- ・運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類の写し

②代理人によるご請求者の場合

- ・上記①の本人確認書類
- ・代理人自身の印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの）の正本
- ・代理人自身の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類の写し
- ・法定代理人の場合は法定代理権があることを確認できる書類（戸籍謄本、後見開始審判書等）
- ・委任による代理人の場合は委任状（実印押印）

2. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、後日ご本人に対し、下記いずれかの方法のうちご指定いただいた方法（但し、当該方法によることが困難な場合には下記②による方法）にてご本人に回答申し上げます。代理人によるご請求の場合には、ご本人の権利・利益を侵害しないことを確認した上で、当該代理人に対し同様に回答申し上げます。

①電子メールの送信による回答（ご本人のメールアドレスへの送信）

②書面にてご本人住所宛て郵送

なお、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当社業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合および法令等に基づく場合など、開示等に応ずることができない場合もございます。その場合にはその旨ご回答申し上げます。

なお、回答に当たっては、原則として「3. 手数料」の入金も確認した後に郵送申し上げます。

3. 手数料

開示等請求の手続きについては、手数料として次に掲げる金額（含消費税）をご負担いただきますので、当社指定の口座に手数料をお振込みください。振込み手数料についてはご請求者にご負担いただきます。

ご本人に係る保有個人データについての次の事項に関する請求 ・ 利用目的の通知 ・ 当該データの開示 ・ 第三者提供記録の開示	電子メールの送信によるご回答の場合	無料
	書面の郵送によるご回答の場合	520 円
上記以外の開示等に関する請求		無料

以上